

ふじみ野市議会告示第1号

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成30年6月27日

ふじみ野市議会議長 堀 口 修 一

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例（平成30年ふじみ野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求の手續)

第2条 条例第5条第1項の規定により調査請求をしようとする者は、調査請求書（様式第1号）及び調査請求者署名簿（様式第2号）を提出しなければならない。

2 調査請求書には、調査請求をしようとする市民及びその代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。この場合において、当該調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内（第4項の規定により調査の請求及び署名を求めることができない期間を除く。）にされたものでなければならない。

3 条例第5条に規定する市民とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、この場合の選挙人名簿は、ふじみ野市選挙管理委員会が調査請求日の直近において調製したものをいう。

4 条例第5条第1項に規定する市民の調査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項に定める期間は、当該調査の請求及び署名を求められない。

5 第1項の調査請求書に条例第5条の規定により添付する資料は、条例第3条又は第4条の規定に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(調査請求書の受理後の手續)

第3条 議長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査請求に係るふじみ野市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の調査を求めないで却下することができる。

(1) 調査請求書に有権者である市民50人以上の連署がないとき。

(2) 調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

(3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき又は調査請求書に資料の添付がないとき。

2 議長は、調査請求が前項第3号の規定に該当する場合においてその不備を補

正することができるものであるときは、期間を定めて、調査請求をした市民の代表者（以下「調査請求者」という。）に補正命令書（様式第3号）により補正を命じなければならない。

3 前項の場合において、調査請求者が同項の期間内に不備を補正しないときは、議長は、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないで却下することができる。

4 議長は、第1項の規定による却下をしたときは、その旨を当該調査請求者に請求却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（傍聴の取扱い）

第4条 審査会の会議の傍聴に関する取扱いは、ふじみ野市議会傍聴規則（平成17年ふじみ野市議会規則第2号）の例による。

（審査結果の報告）

第5条 条例第7条第3項の書面は、審査結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

（審査結果の公表）

第6条 条例第7条第4項の規定による審査結果の公表は、議会広報紙への掲載等により行うものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月27日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

調査請求書

年 月 日

ふじみ野市議会議長 様

請求代表者 住所
氏名 ④
電話番号

ふじみ野市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

記

- 1 違反した疑いがあると認められる者の氏名
- 2 調査請求の内容（1, 000字以内）

3 調査請求の根拠 ふじみ野市議会議員政治倫理条例第 条第 項第 号

4 添付書類（事実の証拠資料）

様式第2号（第2条関係）
（1枚目）

調査請求者署名簿

ふじみ野市議会議員の政治倫理基準等に違反した疑いがあるため、ふじみ野市議会議長に対し、調査を請求したいので、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定により、有権者の署名を求めます。

年 月 日

（請求代表者）

住所

氏名

印

(2枚目以降)

ふじみ野市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定により、調査請求するために署名します。

また、ふじみ野市議会議長が、ふじみ野市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	有権者であること の確認欄

- (注) 1 署名簿には、署名簿に通じる一連番号を付するものとする。
2 請求代表者も署名するものとする。
3 氏名は、自署するものとする。
4 有権者であることの確認欄は記載しないこと。

様式第3号（第3条関係）

補正命令書

年 月 日

様

ふじみ野市議会
議長

印

年 月 日に提出された調査請求書に下記の不備がありましたので、
年 月 日までに補正するよう命じます。

なお、指定期限までに補正された調査請求書の提出がない場合は、請求を却下
します。

記

不備の個所

様式第4号（第3条関係）

請求却下通知書

年 月 日

様

ふじみ野市議会
議長

印

年 月 日に提出された調査請求について、ふじみ野市議会議員
政治倫理条例の施行に関する規程第3条第 項に基づき、当該請求を下記理由に
より却下をしたので通知します。

記

理由

様式第5号（第5条関係）

審査結果報告書

年 月 日

ふじみ野市議会議長 様

ふじみ野市議会政治倫理審査会
会長 印

年 月 日に付託のあった審査事案について、審査が終了したので、ふじみ野市議会政治倫理条例第7条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事案の適否又は存否
- 2 理由
- 3 事案に対する必要な措置